

①新住宅優遇税制

一定の条件を満たしたリモデル工事が優遇対象です。

バリアフリー
改修

玄関や部屋の敷居など段差をなくす。階段、廊下、トイレ、浴室に手すりを取り付ける。廊下や浴室の床を滑りにくくする。車いすで使用できるように出入り口やトイレを改善する。高齢になっても自立して安心快適に暮らすための改修が対象です。



採用

省エネ
改修

窓の二重サッシ化や、天井、壁、床に断熱材を入れるなど、断熱性や気密性を高めて余計な冷暖房をなくし、快適さをつくります。また太陽光発電など、地球環境にも効果をもたらす改修が対象です。



採用

耐震
改修

古い住宅では耐震基準が低く、現在の家と比べて震災時には倒壊などの危険性も高くなっています。基礎の補強、筋交いを入れたり、柱や壁の補強工事などにより耐震性を高めて、安心を得るための改修が対象です。

